

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【公開番号】特開2014-90962(P2014-90962A)

【公開日】平成26年5月19日(2014.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-026

【出願番号】特願2012-244494(P2012-244494)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

識別情報の可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御する遊技機であつて

、遊技者に所定の遊技価値を付与する遊技価値付与手段を備え、

導出表示される識別情報の候補の画像と所定演出を示唆する所定演出示唆画像とが表示される特別演出を含み、

前記特別演出が実行された後、導出表示される前に前記所定演出を実行する所定演出実行手段をさらに備え、

前記遊技価値付与手段は、前記所定演出実行手段により前記所定演出が実行されてから前記有利状態に制御されたときと、前記特別演出が実行された後前記所定演出が実行されずに前記有利状態に制御されたときとで、異なる割合で遊技価値を付与し、

前記特別演出において、導出表示される識別情報の候補の画像を複数表示可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、識別情報の可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御するパチンコ機やスロット機などの遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

そこで、本発明は、導出表示される識別情報の候補の画像と所定演出を示唆する所定演出示唆画像とが表示される特別演出が実行された後、導出表示される前に所定演出を実行する遊技機において、所定演出を、より遊技者に注目させることができるようにすることを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(1) 本発明による遊技機は、識別情報（例えば、特別図柄）の可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態（例えば、大当たり遊技状態）に制御する遊技機であって、遊技者に所定の遊技価値を付与する遊技価値付与手段（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、ステップS73、S171Aの処理を実行する部分）を備え、導出表示される識別情報の候補の画像（例えば、左右の停止図柄と同じ図柄と、左右の停止図柄よりも数字が1つ多い図柄：図40（C）参照）と所定演出を示唆する所定演出示唆画像（例えば、キャラクタ図柄9b、9c：図40（C）参照）とが表示される特別演出を含み（例えば、図40（C）に示す演出）、特別演出が実行された後、導出表示される前に所定演出を実行する所定演出実行手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS825の処理の結果にもとづいてステップS831～S833、S841～S843の処理を実行する部分）をさらに備え、遊技価値付与手段は、所定演出実行手段により所定演出が実行されてから有利状態に制御されたときと、特別演出が実行された後所定演出が実行されずに有利状態に制御されたときとで、異なる割合で遊技価値を付与し（例えば、図44、図45に示すように、通常大当たりの場合と確変大当たりの場合とで所定演出の実行割合を変えることによって実現される）、特別演出において、導出表示される識別情報の候補の画像を複数表示可能であることを特徴とする。

そのような構成によれば、所定演出に対して、より遊技者を注目させることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(2) 上記の(1)の遊技機において、所定演出実行手段は、特別演出で表示される所定演出示唆画像の数が多いほど高い割合で所定演出を実行する（図43～図45参照）ように構成されていてもよい。

そのような構成によれば、所定演出が実行される前の特別演出に対する遊技者の興味を高めることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(3) 上記の(1)または(2)の遊技機において、所定演出実行手段は、複数種類の所定演出のいずれかを実行し（図43（A）、図44（A）、図45（A）参照）、各々の所定演出に対応して複数の所定演出示唆画像（例えば、キャラクタa～fの組み合わせ）

が定められ、所定演出実行手段は、特別演出で表示される所定演出示唆画像の組み合わせに応じて、異なる割合で所定演出を実行する（図43～図45参照）ように構成されていてもよい。

そのような構成によれば、所定演出が実行される前の特別演出に対する遊技者の興味を高めることができる。